

11月は「DV・児童虐待防止推進月間」です

許さない！ DV（配偶者暴力）

暴力を受けた方が、「自分が悪いのでは・・・」と悩む必要はありません。
配偶者などからの暴力でお困りの方は、1人で悩まずに、まずは下記相談窓口へご相談ください。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）とは？】

身体的暴力	殴る・蹴る、物を投げる、刃物を突きつける など
精神的暴力	大声で怒鳴る、人前で侮辱する、外出を制限する など
経済的暴力	生活費を渡さない、家計を監視する、働くことを妨害する など
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない など
社会的暴力	交友関係を制限する、携帯電話を勝手にみる・削除する など

- 子供の前でDVを見せることは児童虐待となります。
- 役場福祉保健課の窓口に、相談パンフレット等を置いてあります。

【相談窓口】

名称	電話番号	備考
DVホットライン	0120-783-251	月～金 8:30 ~ 21:00
女性ダイヤル相談	018-835-9052	土、日、祝日 9:00 ~ 18:00 ※ただし、12/29～1/3はお休みです。
山本福祉事務所	0185-55-8020	月～金
八峰町福祉保健課	0185-76-4608	8:30 ~ 17:15

※DVホットラインは、携帯電話・県外からのご利用はできません。



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

【児童虐待とは？】

身体的虐待	殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子供への性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、車の中に放置する、病院につれていかない など
心理的虐待	無視、言葉による脅し、きょうだい間での差別的扱い、子供の前で家族に対して暴力をふるう など

- 虐待を受けたと思われる子どもがいたら。
- ご自信が出産や子育てに悩んだら。
- 子育てに悩む親がいたら。

こちらの相談窓口にご相談・ご連絡ください。

【相談窓口】

名称	電話番号
八峰町福祉保健課	0185-76-4608
秋田県北児童相談所(大館市)	0186-52-3956
秋田県子ども家庭相談電話	0120-42-4152
中央児童相談所(24時間)	018-862-7311



八峰町職員の給与などの状況をお知らせします

町職員の給与は、地方公務員法・地方自治法に基づき、議会の議決による条例で定められています。町では条例に基づき給与制度について、厳正な運用に努めます。町民の皆さんにご理解いただくため、職員の給与等について主なものをお知らせします。

1. 職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	職員数		増減数	主な増減理由
	平成31年	令和2年		
一般職	108人	104人	▲4人	退職・採用による
技能労務職	2人	2人	0人	
医師職	0人	0人	0人	
合計	110人	106人	▲4人	

2. 一般行政職の級別職員数の状況

(令和2年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主任	係長	課長補佐	課長	課長	
職員数	18人	6人	23人	18人	8人	6人	79人
構成比	22.8%	7.6%	29.1%	22.8%	10.1%	7.6%	100.0%
参考 1年前の構成比	21.9%	6.1%	37.8%	17.1%	6.1%	11.0%	100.0%

※一般行政職とは「地方公務員給与実態調査」に基づく区分であり、公表のうち「職員数の状況」の各年度職員数の合計から医療職・看護職、税務職、福祉職、企業職等を除いた職員数となります。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3. 職員の給与の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	298,600円	43,100円	341,700円	40歳10月
技能労務職	324,100円	7,100円	331,200円	57歳 4月

※「平均給料月額」とは、各職種ごとの基本給の平均です。

※「平均諸手当月額」とは、扶養手当、住居手当、時間外手当などの平均です。

4. 初任給の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 181,928円
	高校卒 149,610円
技能労務職	高校卒 146,992円

5. 特別職の報酬等の状況

(令和元年度)

区分	給料・報酬月額
町長	750,000円
副町長	558,000円
教育長	510,000円
議長	276,000円
副議長	242,000円
議員	233,000円

6. 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関することおよび退職年金に関することについては、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されています。本町の職員は、秋田県市町村共済組合に加入しています。

イ 職員厚生費の状況要

(令和元年度)

分類	主な事業	事業費
健康管理・安全衛生管理	職員健康診断	1,770千円
	人間ドック補助金	319千円

さらに詳しい内容は、町ホームページでご覧いただけます。

<http://www.town.happou.akita.jp> トップページ > 行政情報 > 情報公開